

4月から木造建築物の新築・増築等の 工事の際の手続きが変わります

建設課まちづくり整備室 ☎(25) 1172

建築基準法では、建築物の安全性を確保するため、工事着手前に建築計画を申請し(建築確認申請)、建築確認を受け、工事完了後に検査に合格することを義務付けています。

4月からは、都市計画区域外において建築確認申請・完了検査申請などが必要となる範囲が拡大します。

くわしくは三重県志摩建設事務所 建築開発課へ問い合わせてください。

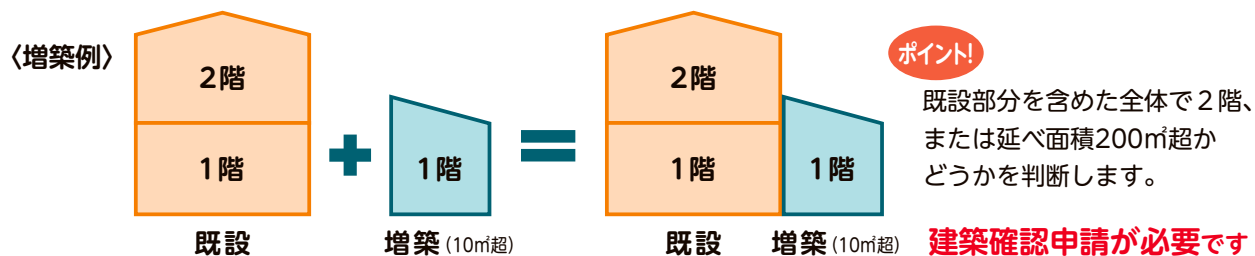
※ 4月以降に工事着手する予定がある場合は、事前に建築士などに相談してください。

建築確認申請が必要な範囲の拡大

	改正前	改正後	
都市計画区域内	・全ての建物 ただし、増築などする部分の床面積が10㎡以内の場合は対象外	・変更ありません	(※1) 都市計画区域外 浦村町・石鏡町・国崎町・ 相差町・畔蛸町・千賀町・ 堅子町・岩倉町・松尾町・ 白木町・河内町・神島町・ 答志町・桃取町・菅島町・ 坂手町
都市計画区域外(※1)	・木造で3階以上のもの、 または延べ面積500㎡超のもの ・木造以外で2階以上のもの、 または延べ面積200㎡超のもの	・2階以上のもの、 または 延べ面積が200㎡超のもの	

増築等における適用範囲(都市計画区域外の場合)

増築後における規模が2階以上のもの、または延べ面積が200㎡超となる場合に、建築確認申請が必要となります。ただし、増築などをする部分の床面積が10㎡以内の場合は対象外です。



大規模の修繕・模様替における適用範囲

2階以上のもの、または延べ面積が200㎡超の建築物において、大規模の修繕・模様替を行う場合に、建築確認申請が必要となります。

大規模の修繕 壁・柱・床・はり・屋根・階段(※2)の1種以上について行う過半の修繕

大規模の模様替 壁・柱・床・はり・屋根・階段(※2)の1種以上について行う過半の模様替

(※2) 構造上重要でない間仕切り壁、間柱、付け柱、最下階の床、小はり、ひさし、屋外階段などは除きます。

	改正前	改正後	
全ての区域	・木造で3階以上のもの、 または延べ面積500㎡超のもの ・木造以外で2階以上のもの、 または延べ面積200㎡超のもの	・2階以上のもの、 または延べ面積が 200㎡超のもの	ポイント! 一般的な木造2階建ての一戸建て住宅において、大規模の修繕・模様替を行う場合に建築確認申請が必要となります。なお、屋根ふき材のみの改修、屋根のカバー工法による改修、外壁の外装材のみの改修、外壁の内側からの断熱改修等は対象外です。

【適用時期】 4月1日以降に工事着手するもの

【問い合わせ先】 三重県志摩建設事務所 建築開発課 ☎(43) 9651 ✉kk-shima@pref.mie.lg.jp

建築確認申請は**工事着手前**に受ける必要がありますので、早めに確認してください。